

「はい」か「いいえ」にチェックした場合は必ず記載

必ずどれかにチェック

市チェック欄

景観配慮指針 (1/4)

景観まちづくりの基本方針		標準配慮指針（自主配慮）		チェック欄	具体的配慮事項又は 配慮できない理由等	照合 ※
1 自然とくらしをつなぐ						
豊かな自然環境と調和し、潤い、安らぐ景観形成	□地形の特徴を活かす	□元の地形の改変を最小限にとどめ、建築物等の形態を敷地の傾斜や地形の形状にあわせるよう努める。	☒ はい □いいえ □該当なし	必要以上に地形を変えずに、擁壁等必要のない緩やかな勾配となるよう設計した。		
		□大規模な法面や擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とするよう努める。	☒ はい □いいえ □該当なし			
	□骨格となる水と緑を際立たせる	□大規模な法面や擁壁が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等により景観への影響を軽減するよう努める。	☐ はい □いいえ ☒ 該当なし	建築物に地元産の木材を用いる設計とした。 敷地周辺にある植物とあわせて四季の移ろいを感じられる緑化計画とした。		
		□建築物等の基調色は、自然環境と調和し周囲の水や緑が引き立つよう、木材や自然石等の自然素材や、低彩度の落ち着いた色彩を用いるよう努める。	☒ はい □いいえ □該当なし			
		□周辺にある緑の配置や特性を把握し、緑の連続性に配慮した緑化に努めるとともに、乙川等の河川沿いでは、敷地の河川側の積極的な緑化により緑の連続性を確保するよう努める。	☒ はい □いいえ □該当なし			
	□身近な水や緑を育む	□自然環境の保全に配慮し、里山やため池など既存の植生や水辺の改変を最小限とするよう努める。	☐ はい □いいえ ☒ 該当なし	「該当なし」の場合は空欄で構いません		
		□敷地内外に樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木、水辺等がある場合には、一体的な整備を行い、修景に活かせるような土地利用とするよう努める。	☐ はい □いいえ ☒ 該当なし			
		□地域特性に応じて、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、敷地の周囲や道路に面した部分の積極的な緑化や水辺の創出により、潤いのある快適な地域環境の保全・創出に寄与するよう努める。	☐ はい □いいえ ☒ 該当なし			
		□新たに緑化を行う場合は、地域環境や土壌を含めた敷地条件を十分に確認し、緑化の目的に応じて、地域の自然環境と調和した樹種の選定や、植栽後の成長や維持管理を踏まえて行うよう努める。	☐ はい □いいえ ☒ 該当なし			
	□眺望を確保する	□建築物等の計画に際しては、地域に親しまれている周囲の眺望点を把握し、建築物等が良好な眺望を妨げることがないよう努める。	☐ はい ☒ いいえ □該当なし	河川沿いから遠くの山並みを眺められる場所だが、建築物により遮られる。 樹形の優れた松が敷地内にあるが、道路からの見通しは悪くなる。		
□骨格的な景観を構成する丘陵の緑や稜線の眺望を大きく阻害しないよう、岡崎城や河川等の眺望点からみて、背景となる山並みや丘陵の緑への見通し、稜線の連続性を確保するよう努める。		☐ はい ☒ いいえ □該当なし				
□敷地周辺に、地域に親しまれている樹木や、健全で樹姿が美しく優れて		☐ はい ☒ いいえ □該当なし				
		いいえとした場合は計画の変更について協議させていただく場合があります。 物等の配置や形状となるよう努める。				

※「具体的配慮事項又は配慮できない理由等」記載文章は特定の敷地に対する文言ではありません。

景観配慮指針（2/4）

景観まちづくりの基本方針		標準配慮指針（自主配慮）	チェック欄	具体的配慮事項又は配慮できない理由等	照合※
固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成	2 歴史と未来をつなぐ				
	□地域固有の歴史や成り立ちを表現する	□地域の景観の背景にある自然、歴史、くらしに係る特性を読み解き、地域特性を表現する要素を形態及び意匠に取り入れるよう努める。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	古い住居が並ぶ市街地のため屋根に瓦を用い、外壁色も低彩度とした。	
		□大規模な法面や擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とするよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当なし		
		□地域特性が明確な場所では、歴史的なものと新たなものの融合・調和により、まとまりや連続性のあるまちなみを形成するようなデザインとなるよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当なし		
	□歴史的・文化的資産を発掘し、保全・活用する	□歴史的建造物等の優れた景観資産に隣接する場合は、これらへの道路等からの見通しに配慮するとともに、景観資産との調和を図り、歴史的な景観のまとまりを高めるようなデザインとなるよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当なし		
		□敷地内に優れた景観資産がある場合は、積極的に保全・活用し、景観資産の価値を高めるような一体的なデザインとなるよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当なし		
		□所有又は管理する歴史的建造物等の改築や改修等に際しては、その外観を保全するよう努めるとともに、将来にわたり地域の景観まちづくりの核として存続できるよう、その保全・活用方策について地域住民等や行政と話し合い、共有するよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当なし		
	□城下町、宿場町及び門前町等の風情をつくる	□歴史的建造物等と新たなデザインの融合・調和により、城下町、宿場町及び門前町等としてのまとまりや連続性のあるまちなみの形成に寄与するよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当なし	施主の意向により、道路から敷地内を見えない設計とした。	
		□建築物等の規模や形態等において、歴史的建造物等との調和を図ることが困難な場合であっても、地域特性を表現する要素を形態及び意匠の一部に取り入れるよう努める。	☐ はい ☒ いいえ ☐ 該当なし		
	□岡崎城のシンボル性を高める	□岡崎城は、歴史ある西三河地域の拠点都市として発展を続ける本市のシンボルであり、主要な眺望点（大樹寺、殿橋、矢作橋、明神橋等）から岡崎城を眺望する範囲内の地域では、建築物等の高さに配慮し、岡崎城への眺望を将来にわたり確保するよう努める。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	矢作橋から見える岡崎城を完全に隠さないような配置計画とした。	
		□岡崎城の眺望は、周囲の市街地と一体となって形成されていることから、岡崎城とともに視認される建築物等は、その色彩や形状等に配慮し、眺望景観の魅力の向上に寄与するよう努める。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	眺望点に対して見かけの大きさが薄くなるような配置計画とした。	
		□岡崎城を望む眺望点周辺の景観も、眺望景観の魅力を左右することから、主要な眺望点の周辺では、歴史的な要素をデザインに取り入れるなど、岡崎城との調和に配慮するよう努める。	☐ はい ☒ いいえ ☐ 該当なし	施主の意向により、近代的な設計とした。	

景観配慮指針（3/4）

景観まちづくりの基本方針		標準配慮指針（自主配慮）	チェック欄	具体的配慮事項又は配慮できない理由等	照合※
3 暮らしと空間をつなぐ 場の特性を読み解き、魅力を高める景観形成	□岡崎らしさを感じる ことのできる空間をつくる	□岡崎らしさとは、観光地等の特定の場所だけでなく、全ての地域の個性の積み重ねによって醸し出されるものであるため、地域の景観の背景にある自然、歴史、暮らしに係る特性を読み解き、景観をかたちづくる主要な要素の一つである建築物等の形態や意匠に、岡崎らしさを感じさせる地場の材料や地域特性を表現する要素を取り入れるよう努める。	□はい □いいえ ☑該当なし	敷地周辺は新しい住宅地が多いため、周囲に開かれた、くつろげる空間となるような施設を設け、緑化を盛んに取り入れ、色彩も落ち着いた色を用い、新しくもなじみのあるデザインとした。	
		□特に、大規模な建築物等は、景観に与える影響が大きいので、地域特性を反映した優れたデザインとするよう努める。	☑はい □いいえ □該当なし		
	□交流と賑わいの場を演出する	□商業地等では、まちなみの連続性とともに、個々の建築物等の個性的なデザインやショーウィンドウの工夫等により、変化が感じられるような景観の創出に寄与するよう努める。	☑はい □いいえ □該当なし	敷地周辺は新しい住宅地が多いため、周囲に開かれた、くつろげる空間となるような施設を設け、緑化を盛んに取り入れ、色彩も落ち着いた色を用い、新しくもなじみのあるデザインとした。	
		□景観資産の周辺等では、人々が気軽に集い、憩えるオープンスペースを確保するなど、賑わいの演出に寄与するよう努める。	□はい □いいえ ☑該当なし		
	□まちの活力を創出し、地域の活性化を促す	□商店街や駅前等では、建築物前面や広告物の意匠、植栽による四季の彩り、夜間照明による演出等により、何度も訪れたくなるような個性的で華やかな雰囲気づくりに寄与するよう努める。	☑はい □いいえ □該当なし	目線の高さでの広告にとどめ、夜間照明は温かみのある印象となる計画とした。	
	□多様性を持たせ、活力や豊かさを持続させる	□外観の個性や美しさだけでなく、地域特性を深く読み解くことを通じて、長年にわたり地域に溶け込み、地域の魅力や価値を高めるデザインとなるよう努める。	☑はい □いいえ □該当なし	地域の景観に溶け込みつつも、地域の景観の向上に貢献できるようなデザインを意識した。	

※「具体的配慮事項又は配慮できない理由等」記載文章は特定の敷地に対する文言ではありません。

※景観配慮指針を意識して設計を行うよう努めてください。

景観配慮指針（4/4）

景観まちづくりの基本方針		標準配慮指針（自主配慮）	チェック欄	具体的配慮事項又は配慮できない理由等	照合※
4 個と全体をつなぐ 場の特性を読み解き、魅力を高める景観形成	□秩序ある市街地空間をつくる	□屋上の建築設備や屋外階段等を目立ちにくくするとともに、広告物を掲出する場合は、建築物等と一体的なデザインとするなど、景観を阻害しやすい要素の見え方に十分配慮するよう努める。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	表側に設置される室外機は直接見えないように目隠しを用いた。	
	□周辺環境と調和し連続性のあるまちなみをつくる	□地域特性に応じて、建築物等の高さや壁面の位置、色彩や意匠等についてまちなみの連続性に配慮するとともに、大規模な建築物等の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないよう努める。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	周囲の建築物と比べて突出した高さとしないように設計した。 勾配屋根とし、後背地となる山並みと調和するよう設計した。	
		□周辺の樹林や山並みなど、まちなみと一体的に捉えられる要素との調和にも配慮し、周辺環境とも調和した良好なまちなみ景観の保全・創出に寄与するよう努める。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし		
	□骨格的な景観をつくる	□乙川等の河川沿いでは、隣り合う建築物等の高さや壁面の位置等をそろえ、河川と一体となった連続性のあるまちなみの形成に寄与するよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当なし	周辺市街地から浮き出たような印象を与えないよう、緑地、色彩、建物が与える圧迫感など総合的に検討し、調和の取れた建物計画となるよう設計した。	
		□国道1号等の幹線道路沿いは、視点場が連続する空間であり、市街地や田園、山麓部など移り変わる周辺景観の特性に配慮した調和のとれた景観を形成するよう努める。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし		
		□駅前等では、周辺のまちなみの中で拠点性が感じられるような個性豊かな景観の創出に寄与するよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当なし		
	□周辺のまとまりを高めるようデザインする	□地域特性を積極的に表現することを通じて、まとまりあるまちなみを形成する核となるよう努め、特に、大規模な建築物等は、ランドマークとして地域のイメージを高めるなど、地域の景観向上に寄与するデザインとなるよう努める。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	地域の新たな集客施設として、地域の活性化を促す建築物となるよう地域と調和したデザインの中に個性を感じられる設計とした。	

※「具体的配慮事項又は配慮できない理由等」記載文章は特定の敷地に対する文言ではありません。